

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十三号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の項を次のように改める。

四 麦大豆生産技術改善資金 知事が定める基準に基づき、麦及び大豆の省力多収栽培技術を導入する場合において必要な施肥は種機、移植機、育苗器、動力刈取機又は穀類乾燥機の購入に要する資金

五年以内

別表第一第九号の項中「以下同じ。」を削り、同表中第十八号の項を第十九号の項とし、第十二号の項から第十七号の項までを第十三号の項から第十八号の項までとし、第十一号の項の次に次のように加える。

十二 畜舎内衛生管理技術改善資金 畜舎内の消毒作業を省力化するために必要な自動噴霧施設の設置に要する資金

五年以内

別表第二第一号の項中「(一) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)

一〇〇、〇〇〇円 — 二年以内」を

(一) 健康管理施設

(二) 自家用給排水施設(動力

ポンプを除く。)

五〇〇、〇〇〇円	三年以内
一〇〇、〇〇〇円	二年以内

に改め、同表第四

号の項中「必要な施設」の下に「で、次に掲げるもの」を加える。

別表第三第二号の項中「八〇〇、〇〇〇円」を「九〇〇、〇〇〇円」に

改める。

第一号様式中

住 所 氏 名 田	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

を

住 所 氏 名	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

に改める。

第六号様式中「及び貸付利率等項」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改める。

第四号	掘さく	掘削
	四万円	五万五千元
第五号	三万円	五万円
第六号	一万二千元	一万六千元
第七号	千五百円	二千元
第八号	五百円	千円
第九号	五百円	千円
第十号	七百五十円	千円

第二十九号	第二十八号	第二十七号	第二十六号	第二十五号		第二十四号	第二十三号	第二十二号	第二十一号	第二十号	第十九号	第十八号	第十七号	第十六号	第十一号
二千円	三千円	九千円	九千円	三千円	九千円	千円	五百円	千円	二千円	一万円	二千円	千円	五百円	二千円	五百円
二千五百円	五千円	一万千円	一万千円	四千円	一万千円	千五百円	千円	千九百円	二千六百円	一万二千円	二千五百円	千五百円	千円	二千五百円	千円
第五十号	第四十九号	第四十五号	第四十四号	第四十三号	第四十二号	第三十八号の二	第三十八号	第三十七号	第三十六号	第三十五号	第三十四号	第三十三号	第三十二号	第三十一号	第三十号
四千円	四千円	六千円	六千円	六千円	四千円	六千円	五百円	千円	五百円	三千円	二千円	千円	五百円	五百円	六千円
五千円	五千円	七千円	七千円	七千円	五千円	八千円	千円	千五百円	千円	五千円	二千五百円	千五百円	千円	千円	八千円

第八十号	第七十九号	第七十八号	第七十六号	第七十五号	第七十一号の六	第七十一号の五	第七十一号の四	第七十一号の三	第六十九号	第六十八号	第六十七号	第六十号	第五十八号	第五十三号	第五十一号
一万二千円	三千円	六千円	三千円	六千円	千円	五百円	三千円	二千円	六千円	六千円	六千円	六千円	六千円	四千元	四千元
一万五千円	五千円	一万円	五千円	一万円	千五百円	千円	四千五百円	二千五百円	七千円	七千円	七千円	七千円	七千円	五千円	五千円
第百二号	第百一号	第百号	第九十九号	第九十八号	第九十七号	第九十六号	第九十五号	第九十四号	第九十三号	第九十二号	第九十一号	第八十四号	第八十三号	第八十二号	第八十一号
二千円	千円	千円	五百円	五百円	四千元	二千円	千円	五百円	千円	二千円	千二百円	千円	五百円	二千円	三千円
二千五百円	二千円	二千円	千円	千円	八千円	二千五百円	二千円	千円	二千円	二千五百円	千五百円	二千円	千円	二千五百円	六千円

第百十四号	千円	准看護人免許証
第百十三号	二千円	准看護士免許証
第百十二号	千円	准看護士免許証
第百十一号	二千円	准看護士免許証
第百十号	五百円	准看護士免許証
第百九号	千円	准看護士免許証
第百八号	二千円	准看護士免許証
第百七号	千円	准看護士免許証
第百六号	千円	准看護士免許証
第百五号	五百円	准看護士免許証
第百四号	五百円	准看護士免許証
第百三号	六千円	准看護士免許証

第百二十九号	千円	准看護士免許証
第百二十八号	五百円	准看護士免許証
第百二十七号	二千五百円	准看護士免許証
第百二十六号	二千五百円	准看護士免許証
第百二十五号	四千元	准看護士免許証
第百二十四号	一万元	准看護士免許証
第百二十三号	四千元	准看護士免許証
第百二十二号	一万元	准看護士免許証
第百二十一号	千円	准看護士免許証
第百二十号	千円	准看護士免許証
第百十九号	五百円	准看護士免許証
第百十八号	五百円	准看護士免許証
第百十七号	千円	准看護士免許証
第百十六号	千円	准看護士免許証
第百十五号	五百円	准看護士免許証

第三百十号	五百円	千円
第三百十一号	千円	千五百円
第三百十二号	五百円	千円
第三百十三号	千円	千五百円
第三百十三号の三	千円	千五百円
第三百十四号	二千円	二千五百円

別表中第二百八号を第二百九号とし、第二百七号の次に次の一号を加える。

二百八 特定住宅用地認定申請手数料

三万円

附則

この規則は、昭和五十四年九月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百十九号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和五十三年十一月鳥取県告示第一千十三

号)の一部を次のように改正する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一技術導入資金の表第四号の項を次のように改める。

四 表大豆生産技術改善資金	施肥は種機、移植機、育苗器、動力刈取機又は穀類乾燥機の購入に要する費用	農業者等	施肥は種機一台につき 六三、〇〇〇円 移植機一台につき 四八五、〇〇〇円 育苗器一セット(移植機一台分)につき 三八〇、〇〇〇円 動力刈取機一台につき 一、八〇〇、〇〇〇円 穀類乾燥機一台につき 七五〇、〇〇〇円	五月、六月、八月又九月又は二月は三月
---------------	-------------------------------------	------	---	--------------------

第一技術導入資金の表第七号の項中 「生乳三六〇リットル以上六〇〇リ

ットル未満分にあつては、一セットにつき

二、八三八、〇〇〇円」を

生乳三六〇リットル以上

「生乳一五〇リットル以上

三六〇リットル未満分にあつては、一セットにつき
 六〇〇リットル未満分にあつては、一セットにつき

二、三四〇、〇〇〇円
 二、八三八、〇〇〇円

に改め、同表第八号

の項中「二〇七、〇〇〇円」を「二二三、〇〇〇円」に、「五一〇、〇〇〇円」を「六〇八、〇〇〇円」に、「一八〇、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「一五三、〇〇〇円」を「一七二、〇〇〇円」に、「七七〇、〇〇〇円」を「八五〇、〇〇〇円」に改め、同表第九号の項中「防除施設」の下に「ベンチ施設」を、「花きの不時栽培」の下に「(特別の保護を加えて、通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法をいう。以下同じ。)」を加え、「五、四二七、〇〇〇円」を「六、六六一、〇〇〇円」に改め、同表第十八号の項を第十九号の項とし、第十二号の項から第十七号の項までを第十三号の項から第十八号の項までとし、第十一号の項の次に次のように加える。

十二 畜舎内 衛生管理技 術改善資金	自動噴霧施設 (スプレヤー、動 噴、薬液タンク等) の設置に要する費 用	農業者等	一セット(牛については 成牛二〇頭分、豚につい ては成豚一〇〇頭分、鶏 については成鶏五〇〇〇 羽分)につき 八五〇、〇〇〇円	五月又六月又 は二月は三月
--------------------------	--	------	--	------------------

第二 農家生活改善資金の表第一号の項中「(二)家用給排水施設(動力ポンプを除く。)」の設置に要する費用」を

- (一) 健康管理施設の設置に要す
- (二) 家用給排水施設(動力ポ

る費用
 ンプを除く。)の設置に要する費用」

に、「二月」を「十一月」に改める。